

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第15、議員提出議案第3号、多度津駅周辺の活性化に関する条例の制定についてを議題といたします。

案文は、お手元に配付の通りであります。

よって、提案者の提案理由の説明は省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

村岡議員。

議員（村岡 清邦）

本日追加議案として提出された議案は、条例の制定の議案であります。

この条例の制定案については、執行部の皆さんの中にも本日初めてご覧になる方もおられると思います。

町執行部の皆さん、職員の皆さんは、条例に基づいた業務の執行は勿論のことですし、条例に反しないように進めていかなければなりません。

また、住民の皆さんもホームページ、議会報などにより、条例が制定されたことについては、知ることとなりますが、提案の目的やその内容を確認することが出来ません。

町執行部をはじめ町職員の皆さんや町民の皆様も、この条例の目的、内容について知る必要があります。

この議会に出席の町執行部の皆さんは、この議会において提案説明がなされたことにより知ることができますし、また町職員の皆さんや住民の皆様も、記録された議事録により、知ることができることとなるものです。

したがって、議案の提案説明を省略することはできないと思います。

提案説明をするように取り計らいをお願いいたします。

以上です。

議長（志村 忠昭）

ご異議がありましたので、起立によって採決いたします。

提案者の提案理由の説明を省略することについて、これを了承することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（志村 忠昭）

起立多数です。

よって提案者の提案理由の説明は省略したいと思います。

これより質疑を開始いたします。

村岡議員。

議員（村岡 清邦）

質問をさせていただきます。

3点だったと思いますが、よろしく願いいたします。

提案者にいくつかの質問をさせていただきます。

目的の第1条の多度津町議会からの提案を通じて住民の意見を反映したとはどのように理解をすれば良いのでしょうか。

次に、第2条第2号、町と民間事業者の適切な役割分担を行うものとし、とはどういうことでしょうか

次に、第3条に町長の責務の規定がありますが、議会の責務の規定も必要と思いますが、いかがでしょうか。

次に、第5条第3項、職務上知り得た情報を漏らしてはならないとは。

検討会は、秘密会となさるのでしょうか。

以上4点について質問いたします。

議長（志村 忠昭）

提出者の答弁を求めます。

提出者塩野君、答弁をお願いいたします。

そうしたらちょっと休憩をとります。

休憩 午前9時59分

再開 午前10時06分

議長（志村 忠昭）

休憩前に引き続いて会議を再開いたします。

村岡議員の質問に対する答弁を、塩野議員にお願いします。

よろしくお願いいたします。

塩野議員。

議員（塩野 拓二）

失礼いたします。

質問にお答えさせていただきます。

ただ今の質問の内容ですけれども、条文に書いてある内容のとおりでありますのでご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（志村 忠昭）

ということで。

（「議長」と呼ぶ者あり。）

議長（志村 忠昭）

再質問ですか。

はい、どうぞ。

議員（村岡 清邦）

質問をいたしました、それにお答えがないということでもありますから、本来なら再質問にもならないわけでもあります。

しかしながら先ほども申し上げましたように、この条例案は職員の皆さんにも提案説明もなされていない、そして疑義が生じるような内容である、ましてや第1条の目的の中に「多度津町議会からの提案を通じて住民の意見を反映する」、皆さん私達議員、私も含めてであります、選挙の時には皆さんの声を議会に届けますということを訴えながらの選挙だったように思っております。

まず住民の皆さんの意見を聞きながら、そして多度津の町がよりよくなっていく、このことに向けて皆さんが努力されている、そのことには敬意を表したいと思いますし、今回こうしたような形で議員が条例案を立案する、このことについて非常に大切なことだと私は思っています。

そうした中で、私は何としてもよりよい条例にしなければならない、解釈に疑義が持たれるような内容であってはならぬのだなあと考えますから、この第1条の多度津町議会からの提案を通じて住民の意見を反映したとはどういう理解をすればいいのか、そのことだけのご説明をいただきたいと思います。

以上です。

議長（志村 忠昭）

何度も言いますが、同じような質問になりますので、活性化に関する条例に関しては、塩野君の答弁で終わりたいと思います。

これで質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

はい、尾崎忠義君。

議員（尾崎 忠義）

10番、尾崎忠義でございます。

私は、平成29年第2回多度津町議会6月定例会におきまして、議員提出議案第3号「多度津駅周辺の活性化に関する条例の制定について」次の点で反対をいたします。

今議会に議員提出議案として出された条例では、内容について条例は単に議会議員のためにあるのではなく住民のためにあるわけですから、住民に分かりやすく、かつ、明確な表現でなければならないと考えます。

例えば、目的の「多度津町議会からの提案を通じて」では、条文の意味が人それぞれに解釈されるような文章表現となっており、規定されている事項が

よく理解されないものであると思われます。

この条文の表現では、全く異なった内容に解釈されてしまう場合も起きるので、より慎重な検討と注意が必要であります。

また条例は、施行することによって、新しい事務処理や事業の実施が義務づけられることとなりますので、条例を制定することにより、町の自治が充実し、また円滑に進められるか、或いは町民の福祉がどれほど現在よりも伸びるかということを経源とともに見極めることは最も大切なことでもあります。

したがって審議にあたっては、条文の意味がはっきり受け取れるか、また、解釈上疑義が生ずる恐れはないかなど、例え少数意見であっても十分に審議すべきであります。

そのためには、対外的なこともあり、検討すべき条項もあり、この6月議会で議決するのではなく、十分に時間をかけて慎重審議をすべきであり、したがって議員提出議案第3号「多度津駅周辺の活性化に関する条例の制定について」は、継続審議議案とすべきでありますので、採決には反対いたします。

以上。

議長（志村 忠昭）

ありがとうございます。

討論ですか。

村岡議員。

議員（村岡 清邦）

討論させていただきます、6番、村岡清邦です。

議員提出議案第3号、多度津駅周辺の活性化に関する条例の制定について、次の理由により、継続審議とすべきであるとの立場で討論いたします。

お配りをいただきました議員必携を読んでいますと、こんなことが書かれています。

条例を制定することにより、住民の自由がどの程度制約を受けることとなるのか、また、住民の権利がどれだけ制限されるかなどについても考慮検討がなされなければならないと記載されています。

次に、条文の表現が適当であるかについてであります。

用語についての留意点が列記されています。

例えば、条文の意味がはっきり受け取れるか、解釈上、疑義が生ずるおそれはないか、また、用語は優しくわかりやすくなっているか。

一般住民に通用しない専門用語や新造語やあいまいな用語はないかなどなど、10点程が列記されています。

こうした事柄について、今回の条例の制定案を繰り返し読み進めますと、

(目的) 第1条、この条例は、多度津町議会からの提案を通じて住民の意見を反映した多度津駅周辺の開発整備やうんぬんとありますが、この「多度津町議会からの提案を通じて住民の意見を反映した」の表現は、住民の権利を制限することとなるとの疑義を生ずることになると考えます。

次に(基本方針) 第2条、第2号「町と民間事業者の適切な役割分担を行うものとし」の表現は、あいまいな表現であり疑義を生じます。

(町民の理解と協力) 第4条では、「町長は、活性化施策の推進にあたっては、町民の理解と協力が得られるように努めるものとする。」との規定とされていますが、議会としても町民の理解と協力が得られるように努めなければならない、町長だけの表現とするのは、表現がおかしいのではないかと考えます。

また、(検討会) 第5条、第3項「委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。」との規定となっていますが、検討会の委員には、町議会議員も構成員となる規定が載せられております。

本来、町議会議員は、議会の中でどんなことが議論されているのか、住民に知らせ、住民の意見を聞きながらより良い町づくりを目指して行くものと認識をいたしております。

提出された検討会の資料についても、知り得た情報であります。

こうしたことも、漏らしてはならないのかとの疑義が生じます。

いくつかの疑義を生ずる箇所や、あいまいな表現、町長の責務を規定するのであれば、議会の責務についても、規定すべきではないでしょうか。

したがって、多度津駅周辺の活性化に関する条例(案)の制定については、継続審議とすべきと考え、この後議案の採決にあたっては、退席をさせていただきます。

以上です。

議長(志村 忠昭)

ただいま村岡議員から討論の中で説明がありましたけれども、この件につきましては、委員会あるいは検討会等で色々と一言一句について説明をし、表現についてもそれなりの討論をしてきたと考えておりますので、一応ここで討論を終結いたしたいと思っております。

(村岡議員、退席)

議長(志村 忠昭)

それではここで討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（志村 忠昭）

ありがとうございました。

起立多数と認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

（村岡議員、着席）